

市会案第 2 号

大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の一部を改正
する条例案

令和 2 年 6 月 1 8 日 提出

提出者	畑中	章男
賛成者	榮	正夫
	高岡	和行
	川端	義秀
	松田	元栄
	永田	正幸
	高田	育昌
	林	順和

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の財源に充当することを目的として、政務活動費の年額相当額の半額を削減するため

大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成24年条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年7月から令和3年2月までに交付する政務活動費の月額に関する特例措置）

- 4 令和2年7月から令和3年2月までに交付する政務活動費の月額については、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する政務活動費の月額から当該額の100分の75に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（特例措置に伴う政務活動費の返納）
- 2 議員は、この条例の施行前に大野市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例第3条第2項の規定により交付された令和2年7月から令和3年2月までの政務活動費について、この条例による改正後の附則第4項の規定により算定した額との差額を、この条例の施行日から起算して30日以内に返納しなければならない。